

「まちだくらしフェア 2025」を開催します!!

9/26(金)・27(土) 10:00～15:30 (入場は15:00まで)

12 つくる喜び
つくる喜び



♡ 軽食・まちだすいとん・手作りパン・焼菓子と手作り品販売も開店 ご家族でお楽しみください♡

✻ — ✻ — ✻ — ✻ — ✻ — ✻ — ✻ — ✻

気候変動などによる世界的な食料生産の不安定化がみられるなど食料供給に対するリスクが高まっています。日本の食料自給率は、カロリーベースで前年度並みの 38%をкаろうじて維持している状態です。自給率を上げるために消費者も行動しましょう！



* 新聞折込みや**公共施設に配架**しネット配信もしています。どうぞご覧ください。

相談室



「お試し価格」に注意！

～定期購入～

センターには毎日のように、スマートフォンの広告を見て、化粧品やサプリメントを1回だけと思って購入したら定期購入だったという相談があります。トラブルにならないためのポイントを事例で説明していきます。

《事例1》

スマートフォンの広告を見て腸活サブリをお試し価格 500 円で購入した。試して気に入ったらまた購入するつもりだったが、試す前にまた送ってきた。苦情を伝えたら、定期購入になっていると言われたが納得できない。後払い決済事業者からの振込用紙は同封されていたが、支払いたくない。（70代）

《事例2》

スマートフォンの広告を見て初回 800 円で定期縛りではないとの表記を確認してダイエットサブリを購入した。注文中、もっとお得なコースが表示されたが表示が長いので読み飛ばして注文を確定させた。後日解約を申し出たところ、お得なコースを契約しており4回縛りで総額4万円と言われた。

そのような契約をした覚えはないが聞き入れてもらえない。（60代）

《事例3》

スマートフォンの広告を見て美容液とクレンジングを約4千円で購入した。商品が届いたが、定期購入と分かったので解約を申し出たいが、事業者の電話が繋がらないので送り返した。事業者が受け取り拒否をしていると宅配事業者から連絡が来たがどうしたら良いか。（50代）

《アドバイス》

事例1のように支払いを拒絶していると、債権を譲渡されている後払い決済事業者からの請求では、遅延金が発生する可能性や信用情報機関に事故情報として記録されることがあります。事例2は注文中に提案されたお得なコースに申し込んでしまった可能性があります。読み飛ばすことなく自分が注文を確定する内容を確認し、最終確認画面を保存しましょう。注文後に申し込み確認メールが届く場合も確認をしましょう。事例3は事業者に連絡をせずに勝手に送り返してしまったことで起きたトラブルです。受け取り拒否を繰り返していくうちに送料が加算されてしまうので、納得できないからと言って連絡をせずに返品することはやめましょう。定期的に購入することが条件で、初回分が格安になっており、お試しと誤解してしまう事が多いようです。安さが強調されていたとしても、契約内容をよく読んでから申し込むよう心がけましょう。

畳んだ時の傘の持ち方の注意！

皆さんは、たたんだ傘はどのように持ち歩いていますか？傘は持ち方しただけでは重大な事故につながる危険があります。事故を防ぐためのポイントを押さえて、傘を持ち歩く時は十分注意しましょう！

東京都の調査の結果、傘によるけがやヒヤリ・ハットの経験をした人は44%、発生場所は駅構内が最も多いことが分かりました。

- ・傘の長さは親骨の長さを指し、持ち手や傘の先端（石突き）の長さは入っていません。表示以上に長いものを持っていることを意識しましょう！

- ・石突きが真下に向くように持ちましょう！

横向きに持つと危険です！

（東京くらしWEB 2025年6月4日）

《消費生活センター 今後のイベント予定》

まちだくらしフェア2025にぜひお越しください！！

【お申込み先】町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】町田市消費生活センター 042-725-8805